

# 意図しない定期購入契約にご注意を!

通信販売での「定期購入」に関する相談が多く寄せられています。相談の多くがインターネット通販でのトラブルですが、テレビショッピング、新聞広告等による通販、カタログ通販などによるトラブルもありますので、ご注意ください。



- 電話注文時に、別の商品や複数月分の購入、定期購入を勧められることがあるよ。不要であれば、きっぱりと断ろう!
- 商品が届いたらすぐに、納品書や代金請求書をよく確認しよう。
- 納品書などに、「定期コース」「定期便」「次回お届け予定日」などの記載があれば、その契約は「定期購入契約」です!
- 意図せず「定期購入契約」になっていたら、すぐに販売業者に連絡して「定期購入では契約していない」と伝えよう。
- 不安に思ったり、トラブルが発生したら、消費生活センターに相談しよう。

## ◎事例紹介

### 事例1 サンプル品を勧められた!

テレビショッピングで紹介されていた商品を注文しようと電話したら「別の商品のサンプルも一緒にお送りします」と言われ、「サンプルなら」と了解したところ、その商品の定期購入契約になっていた。

### 事例2 「おまとめコース」を勧められた。断ったのに!?

広告を見て電話したら「この商品は、3カ月継続して使用しないと効果が表れにくいので、3カ月分をお得にまとめて購入できる『おまとめコース』をお勧めしています」と言われた。

1個だけ購入できれば十分だったので、そのコースは断ったが、3カ月分の商品が届き、しかも定期購入契約になっていた。



## ワンポイントアドバイス

### まだまだ多い! 通販の定期購入トラブル

「お試し980円」などというインターネット広告を見て注文したら、実際は定期購入だったというトラブルが報告されています。また、「定期購入ですが、いつでも解約できます」「定期縛りなし」などと広告でうたっている場合でも「次回を解約するためには、次回発送日の○日前までに電話しなければならないという規定があった」「何度も電話したが、販売業者に電話がつかまらない」「解約方法がSNSに限定されており、SNSの利用経験がない高齢の方やSNSが苦手な方が解約できない」というトラブルも報告されていますので、注文前に契約内容や解約条件をよく確認しましょう。

相談先…五所川原市消費生活センター Tel33-1626 または Tel26-5881

## 五所川原市 相談窓口紹介ネットワーク 連絡先

相談の種類	相談の内容	相談窓口	電話番号・受付時間
消費生活相談	商品・サービスの提供や契約に関する苦情相談、および多重債務に関する相談	五所川原市 消費生活センター	Tel33-1626 / Tel26-5881 月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
		消費者ホットライン	局番なし 188(いやや) 月～金 9:00～17:30 / 土・日・祝 10:00～16:00 (年末年始を除く)